中学生向け

「クレジットカード」って どんなもの?

~キャッシュレス時代の主役のカード~





〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14番1号 住生日本橋小網町ビル6F

TEL: 03-5643-0011 ホームページ: https://www.j-credit.or.jp/

はじめに~クレジットについて学ぶみなさんへ~

今、日本では国の政策としてキャッシュレスが進められています。 これによって、OOPayに代表されるようなモバイル(スマホ)決済(QR コード決済)の広告がTVなどで盛んに行われています。

キャッシュレスには、モバイル(スマホ)決済のほかに電子マネーやプリペイドカードもありますが、その主役はクレジットカードです。クレジットカードは、国内で2億9,531万枚発行され、成人1人につき約3枚(2.8枚)のカードを持っていることになります。※2021年3月末現在また、1年間で約81兆円が利用されています。

クレジットカードは、一般的に18歳になると親権者(親)の同意を得ることなく入会申込みが出来ますが、高校生は申込み対象外としているクレジット会社が多いようです。

高校を卒業して、大学や専門学校に行ったり、仕事をしたりするようになると申し込めます。みなさんが社会に出るときに備えて、キャッシュレスの種類や特徴、クレジットカードの基本となる使い方やつくり方、注意点などを学んでいきましょう。

内容

- 1章 キャッシュレスにはどんなものがあるの?
- 2章 クレジットカードはどうやって使うの?
- 3章 クレジットカードはどうやってつくるの?
- 4章 こんなときどうするの?
- 5章 クレジット利用のまとめ



1章 キャッシュレスにはどんなものがあるの?

1. 私たちの周りにある支払方法を見てみよう

現金







キャッシュレス 決済(けっさい) 現金を使わないで支払い(しはらい)ができること 代表的なものは、クレジットカード、電子マネー、 デビットカード、モバイル決済など









- 2. なぜ「キャッシュレス決済」が広まってきたの?
 - (1) 国の政策として進められている
 - ≪「キャッシュレス化」が進むことで期待されている効果≫
 - ①犯罪を減らすこと
 - =偽札(にせさつ)や 強盗(ごうとう)など の問題を減らすことが できる
- ②現金にかかわる仕事を 減すこと
- =現金の製造、お店での おつりの用意や売上金 の計算などを減らすこ とができる
 - 春万円

- ③購入(こうにゅう) データを活用すること
- =購入した商品、日時な どの購買データをマー ケティングに使うこと ができる



課題:災害時(停電など)は使えないこともある



(2) 「キャッシュレス」はこれからどうなるの?

国は、これからさらにキャッシュレスを「推進」していく考えがある



日本のキャッシュレスの目標

2016年: 20% ⇒ 2025年: 40%

(2019年: 27%) 将来: 80%

買い物するとき、消費者(しょうひしゃ)はいろいろな支払方法の中から、自分で選択(せんたく)をする

必要な情報を集めて検討し、責任があることを自覚して意思決定する

3. 買い物で使えるカードにはどんなものがあるの?

前払い(まえばらい)

先に「お金」を支払う

・プリペイドカード





お店などで金額分のカードを購入して利用する。使い切りで、繰り返し(くりかえし)使えない。



〔カードを店員に渡して処理(しょり)してもらう〕

・電子マネー





お店などでカードを申込み、お金を入金 (チャージ)して利用する。繰り返し使える。



〔カードを自分で読み取り機にかざす〕

即時払い(そくじばらい)

買うときに「お金」を支払う

・デビットカード

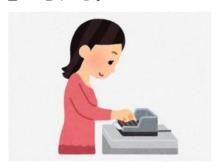




銀行などで申込む。<mark>預貯金口座</mark>(よちょきんこうざ)とひもづけるカード。

預貯金口座にある金額(残高)の範囲で繰り返し使える。

利用すると、すぐに預貯金口座から利用金額が引き落とされる。



後払い(あとばらい)

後日「お金」を支払う

・クレジットカード



カード会社に申込み、審査(しんさ)を受ける。

利用すると、後日利用金額が請求される。 1回払い(いっかいばらい)や分割払い (ぶんかつばらい)など支払方式(しはらいほうしき)が選べる。



〔カードを店員に渡し処理してもらう(自分で処理することもある) 暗証番号(あんしょうばんごう)の入力やサインが求められる〕

【まとめ】買い物で使えるカードの比較

【まどめ】貝い物で使えるカートの比較				JCA Credit Card JCA
	GIFT Prepaid	lc card	DE BIT CARD I STATE OF THE STA	1234 F67R 1234 F6F0
	プリペイドカード	電子マネー	<mark>∰ J-Debit デビットカード</mark>	クレジットカード
支払方法	前払い		即時払い	後払い
カードを つくる方法	お店などで金額分の カードを購入する	駅やお店などで申込む利用する前に入金 (チャージ)する	金融機関(きんゆうきかん)などに預貯金口座を設け、カードを申込む	クレジット会社に 申込み、審査を受ける
年齢制限	なし	なし	あり (高校生以上が多い)	あり (18歳以上だが高校生は 対象外が多い)
他の人への貸し借り	できる	できない (個人名がないものは だれでも利用できる)	できない	できない
利用できる金額の範囲	購入した カードの金額	入金した金額(上限あり)	預貯金口座にある 金額(残高)	カードの利用可能枠 (カードごとに違う)
有効期限	なし	なし (ただし、最終利用日からー 定期間利用がないと、使えな くなる制限などがある)	J-Debit:なし ブランドデビット:あり	あり

4. カード以外でも支払えるの?

カードの代わりに、スマートフォンなどを使って、キャッシュレス決済ができる。

利用したい決済アプリにクレジットカード、デビットカード、電子マネー、 預貯金口座等を連携(れんけい)させて利用するものや、コンビニなどで入 金(チャージ)して利用するものがある。

最近では、スマートフォンに連携させた腕時計型端末(スマートウォッチ) などでも支払いができる。

- ・決済アプリのバーコードやQRコードをスマホに表示し店員に読み取ってもらう。
- 店頭に表示されているコードを自分のスマホの決済アプリで読み取る。





・スマホや腕時計型端末を 自分で読み取り機にかざす





1章をふりかえろう

- 1. 現金を使わないで支払いできることを「(①)決済」という。
- 2.「前払い」は、商品を買う前にあらかじめ金額分のカードを買っなど、先に(②)を支払う。
- 3. デビットカードは銀行などの(3) とひもづいているカード。(3) にある金額(残高)の範囲で使える。
- 4. クレジットカードは、商品を買った後に (2))を支払う。 このような支払方法を「(4))払い」という。
- 5. クレジットカードは、一般的には(⑤)以上から持つこと (審査あり)ができるが、高校生は対象外としているクレジット会社が多い。



1章をふりかえろう

- 1. 現金を使わないで支払いできることを「

 ①キャッシュレス

 決

 済」という。
- 2. 「前払い」は、商品を買う前にあらかじめ金額分のカードを買っなど、先に ②お金 を支払う。
- 3. デビットカードは銀行などの

 ③預貯金口座

 とひもづいている

 カード。

 ③預貯金口座

 にある金額(残高)の範囲で使える。
- 4. クレジットカードは、商品を買った後に<u>②お金</u>を支払う。 このような支払方法を「<u>④後</u>払い」という。
- 5. クレジットカードは、一般的には **⑤18歳** 以上から持つこと (審査あり) ができるが、高校生は対象外としているクレジット会社が多い。

2章 クレジットカードはどうやって使うの?

1.「クレジットカード」と他のカードの違いは?

- ① 支払方法は<u>後払いである</u>
- ② 支払方式が選べる(次ページ参照)
- ③ 利用できるお店が世界中にある

〔クレジットカードの国際ブランド〕 同じマークが表示されている お店なら海外でも使える













- ④ カードを持つためにはクレジット会社の審査を受ける
- ⑤ カードの<u>有効期限</u>や<u>利用できる金額に限度</u>がある
- ⑥ カードの管理や支払いの管理責任などの<u>ルール</u>がある

誰でも持てる カードではない

2. クレジットカードの支払方式にはどんなものがあるの?

(1) 主な支払方式

① 1回払い(翌月一括払い)

利用した当月又は翌月に、一括して支払 う方式。マンスリークリアともいう。 手数料(てすうりょう)は、かからない。

② ボーナスー括払い

利用した次のボーナス時期に、一括して 支払う方式。 手数料は、かからない。

③ 分割払い

利用した当月又は翌月から、指定した回数に分けて支払う方式。

二月々均等払い、手数料がかかる。

- クレジット会社やカードにより、選べる支払 方式が異なる。
- ・飲食店などでは、1回払いのみの店もある。

④ リボルビング払い (リボ払い)

毎月支払う最低限の金額を決めておく方式。

たとえば毎月3万円支払うコースであれば、利用金額に関係なく3万円支払う (3万円未満の場合はその額)。

=月々一定額払い、手数料がかかる。

(2)支払方式のイメージ 12月に、10万円のカメラを クレジットで買ったとすると…… JCA Credit Card __ JCA 4月 📕 5月 🛏 6月 🖿 7月 🕨 8月 🖿 3月 9月 1月 1回払い 買い物をした月又は次の月に、1回で支払う (翌月 一括払い) 10万円 次のボーナス時期の8月に請求される場合 ボーナス ボーナス時期(夏・冬)に、1回で支払う 一括払い 10万円 5回で払う場合 手数料 ⇒ 14%/年 8 約3,500円 分割払い 支払う回数を 2万円 2万円 2万円 2万円 2万円 決める +手数料 +手数料 + 手数料 + 手数科 + 手数料 手数料 ⇒ 14%/年 毎月1万円ずつ支払う場合 約6,100円 リボ払い 4 5 T 2 3 6 7 8 9 支払う金額を 1万円 +手数料 +手数料 +手数料 +手数料 +手数料 +手数料 決める +手数料 +手数料 +手数料 +手数料

【カード表面(例)】

カードの種類によって、表面と裏面の表示項目やデザインが異なることもある。

ICチップ

カード番号や暗証番号 などを暗号化して記録

カード番号

(会員番号)

- ・カード1枚ごとに異なる番号
- 磁気ストライプとICチップ にカード番号などが記録されている
- 番号や有効期限を表示していないカードもある

お店で利用するときは、 にチップや磁気ストライ プの情報を読み取って 支払いの処理をしている



国内ブランドマーク

国際ブランドマーク













氏名

カード契約者 本人の名前 カード有効期限

(月/年(西暦下2ケタで表示))

【カード裏面(例)】

磁気ストライプ (国際規格)

カード番号などを記録

署名欄(しょめいらん)

署名欄のあるカードには契約者本人がサインする

- ①署名欄のあるカードの場合は、サインがないと使えない
- ②カードを受け取った らすぐにサインする

○署名のないカードは利用できません。
○このカードは、会員規約を承認され、上欄に署名された会員本人以外は使用できません。
○このカードの所有権は当社に帰属し、他に貸与・質入れ・譲渡することはできません。
日本クレジット協会 東京都中央区日本橋小網町14-1
○3-5643-0011

セキュリティコード

磁気ストライプには 記録されない3桁の数字 (表面に4桁のカードもある)

注意事項

クレジット会社の連絡先

- 困ったときはここに連絡
- あらかじめクレジット会社 名と連絡先を記録しておく

<u>◎やってみよう!</u>

カード見本の署名欄にサインをしてみよう!

・漢字 ・ひらがな ・カタカナ ・英字 ・その他

4. クレジットカードを使ってみよう(1) お店で使ってみよう

店員にクレジットカードで支払うことを伝える



支払方式(1回払い、分割払い、リボ払い等)を伝える

スーパーなど 一部のお店で は、暗証番号 入力やサイン が不要なとき もある



金額などを確認したら暗証番号の入力またはサインをする



商品と利用伝票(りようでんぴょう)の控えを受け取る



利用明細(りようめいさい)の確認(書面、Web、アプリなど)



必ず支払日までに 支払う金額を用意する

クレジットカード会社への代金の支払い (預貯金口座からの自動引落しなど)

【利用伝票控え】



必ず確認!

(2-1) 「暗証番号入力」や「サイン」にはどんな意味があるの?

- ① カードを利用する人
 - ⇒買い物(契約)内容の確認
 - **一内容に問題がない**と認める



- ② お店・クレジット会社
 - ⇒利用する人がカードの
 持ち主本人であるかを確認



(2-2) 「暗証番号入力」と「サイン」を詳しく見てみよう

<暗証番号>(IC取引のとき)



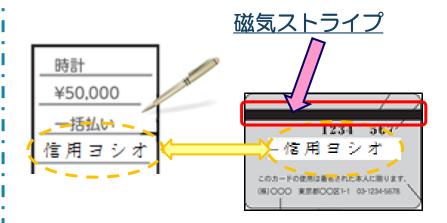




申込書に記入した(自分で決めた)
4ケタの暗証番号を入力する

- ・暗証番号は、他人に教えない
- ・暗証番号を使われて他人に不正利用されたときは、カード会員に支払責任 (しはらいせきん)がある
 - ⇒暗証番号管理をしっかりすればOK!

〈サイン〉(磁気取引のとき)



カード裏面と同じサインをする (署名欄のあるカードの場合。 海外でも同じようにして利用)

- 裏面にサインのないカードは使えない
- ・サインのないカードを不正利用されたときは、カード会員に支払責任がある

⇒カード受領時にサインをすればOK!

(3) ネットショッピングで使ってみよう

支払いの画面で、「支払方法」を「クレジットカード」 にして、「カード番号」「有効期限」などを入力する



確認画面に表示された購入商品・届け先・金額・ 支払方式などを確認してから、「購入」または 「承諾(しょうだく)」ボタンをクリックする



購入完了画面を保存またはプリントアウトする



商品などの受け取り



利用明細の確認(書面、Web、アプリなど)



クレジットカード会社へ代金の支払い (預貯金口座からの自動引落しなど) ネットショップのサイトが、安全なサイト (店)かどうか注意 しよう!



ネットショッピングでは、 暗証番号入力やサインは なく、「購入」や「承 諾」ボタンをクリックす ることで、購入内容を認 めたことになる



(4) ネットショッピングで安全に使うために

「なりすまし」という不正利用を防ぐために、ネットショッピングの時に「カード番号」「有効期限」だけでなく「セキュリティコード」や「ネット利用のためのパスワード(3Dセキュア=スリーディーセキュア)」を入力させるサイトもある。

セキュリティコードの入力例

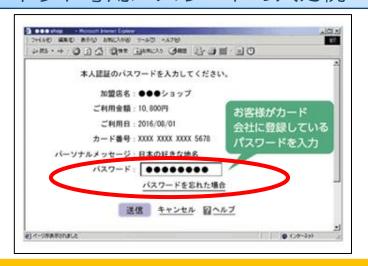


「セキュリティコード」は、 手元にカードがないと入力できない

⇒P.17【カード裏面(例)】参照

安全に使うため少し手間をかけよう!

ネット専用パスワードの入力例



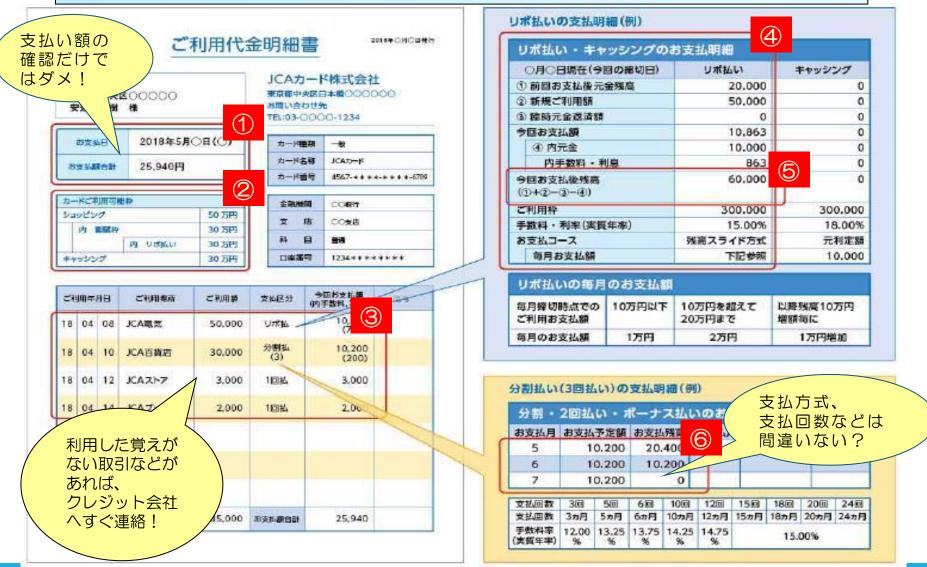
自分で決めたパスワードは、自分にしか 分からないから安全性が高い (暗証番号ではない)

⇒ネットショッピングなどで使うために、 クレジット会社にパスワードを登録してから利用する

5. 利用明細をチェックしよう

- ①支払日と金額
- ②利用可能枠(りようかのうわく)(ショッピング、キャッシング)
- ③利用明細

- ④リボ払いの明細 ⑤リボ払いの残高 ⑥分割払いの明細



6. クレジット会社の安全・安心のための取組みを見てみよう

① ICクレジットカード取引の推進

磁気カード(ICチップなし)

ICカード(磁気ストライプ付き)





お店もICカードが 読み取れるレジに 置きかえている

磁気カードに比べてICカードは安全性が高い!

- = カードの偽造がされにくい、不正利用されにくい
- ⇒ なりすまし対策につながる!

Point!



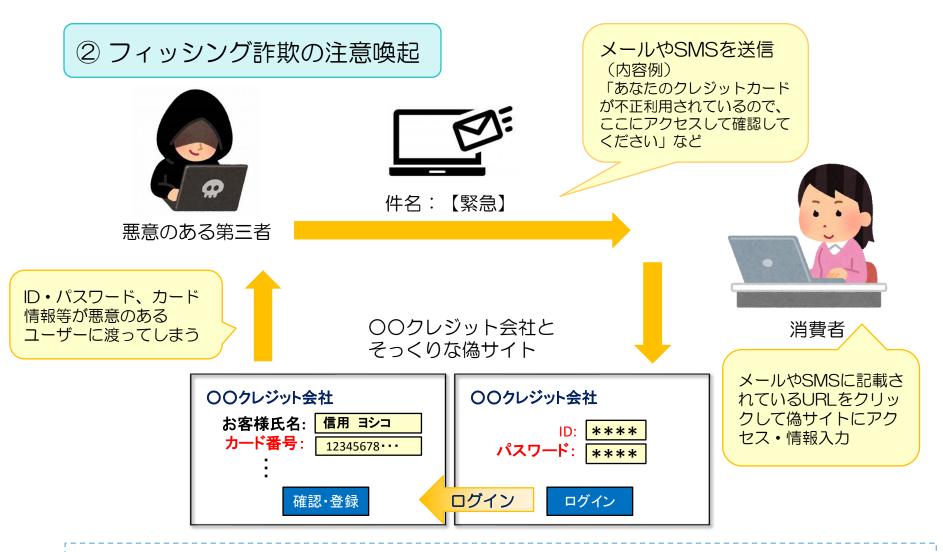
◎ICカードになると…

⇒サインではなく、**暗証番号を入力**する!

◎暗証番号は…

⇒**忘れない、人に教えない**ことが大事!





このようなメールやSMSを使った悪質な犯罪手口には注意が必要。

1. **不審なメールは開かない 2. リンクを不用意にクリックしない** クレジット会社は、ホームページ上でクレジットカードの暗証番号などを聞くことはないので覚えておこう!

③「セキュリティコード」や「ネット利用のためのパスワード」の入力

ネットショッピングで利用するときの安全対策のひとつ(P.22参照)。

④ 「ID・パスワードの使い回し」の注意喚起

どこかで一度盗られてしまうと他のホームページやSNSなどで自分になりすましてクレジットを不正に利用されてしまうこともある





覚えるのが面倒だ から・・・ 複数のサイトの IDとパスワードを 使い回している



情報の不正流出を 防ぐため、サイト ごとにIDとパス ワードの使い分け ている

- 1. 複数のネットショッピングのサイトで同じIDとパスワードを設定しないようにする!
- 2. 推測されやすい単純なパスワードを避け、複雑なパスワードを設定しよう!
- 3. ネットショッピングのサイトには、クレジットカード番号も登録しておかない!

⑤ 不正なカード利用を防ぐ

24時間365日、不審なカード利用をする動きがないか不正 検知システムで、モニタリング(監視)をしている。 これにより、不正利用をより早く発見して不正利用を防ぐ 取組みを行っている。



⑥ カード利用時の確認

クレジットカードで支払いをするとき、「**利用可能なカードか**」を チェックしている。

もし利用上の問題があれば、お店はカードの利用を断ることもある。

【ICカードの場合】



【磁気カードの場合】



<例えばこんなチェックをしている>

- ① 紛失したり、盗まれたカードではないか
- ② 利用可能枠をオーバーしていないか
- ③ 有効期限が過ぎていないか

など

出典:協会HPに掲載

⑦ カード会員を守る

カードが不正に利用されてしまった場合でも、本人が**カード会員契 約を守って利用している**とクレジット会社が利用上の問題がないと 認めれば、不正に利用された金額の支払いは免除される。







2章をふりかえろう

- 1. クレジットカードを持つためには、クレジット会社の (①) を受ける。
- 2. 分割払い、リボ払いには、購入した商品の代金に加えて(②)がかかる。
- 3. クレジットカードの裏面に署名欄があるカードのときには、 (3) がないとそのカードは利用できない。
- 4. 暗証番号は、(④) ケタの数字。絶対に他人には教えてはいけない。
- 5. 身に覚えのない買い物はないか、支払金額や支払方式などに間違いがないか、必ず(5)を確認する。



2章をふりかえろう

- 1. クレジットカードを持つためには、クレジット会社の <u>①審査</u> を受ける。
- 2. 分割払い、リボ払いには、購入した商品の代金に加えて ②手数料 がかかる。
- 3. クレジットカードの裏面に署名欄があるカードのときには、 ③サイン がないとそのカードは利用できない。
- 4. 暗証番号は、 <u>44</u> ケタの数字。絶対に他人には教えてはいけない。
- 5. 身に覚えのない買い物はないか、支払金額や支払方式などに間 違いがないか、必ず **⑤利用明細** を確認する。

3章 クレジットカードはどうやってつくるの?

1. クレジットのしくみを知ろう

基本: 売買契約



く契約とは>

- お互いに、相手に要求できること(=権利)、しなければならないこと (=義務)の約束ごと
- お互いの合意(意思の合致)によって成立する
- 成立したら、その契約(約束)は守らなければならない
- ・商品を返品したいときは、お店の了解を得る必要がある(一方的な返品、キャンセルはできない)

◎売買契約が成立すると 消費者:商品を引き渡してもらう権利があるが、代金を支払う義務がある

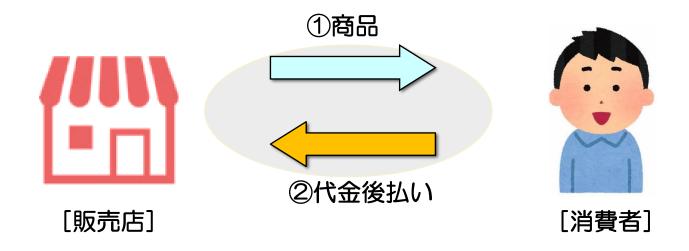
販売店:代金を支払ってもらう権利があるが、商品を引き渡す義務がある

【契約の例】

- 友達にマンガを貸してもらうこと = 破いたり、汚したりしない、期日までに返さないといけない
- ・電車やバスに乗ること = お金を払えば、自分が降りたい駅やバス停まで行ける

クレジット取引の場合①

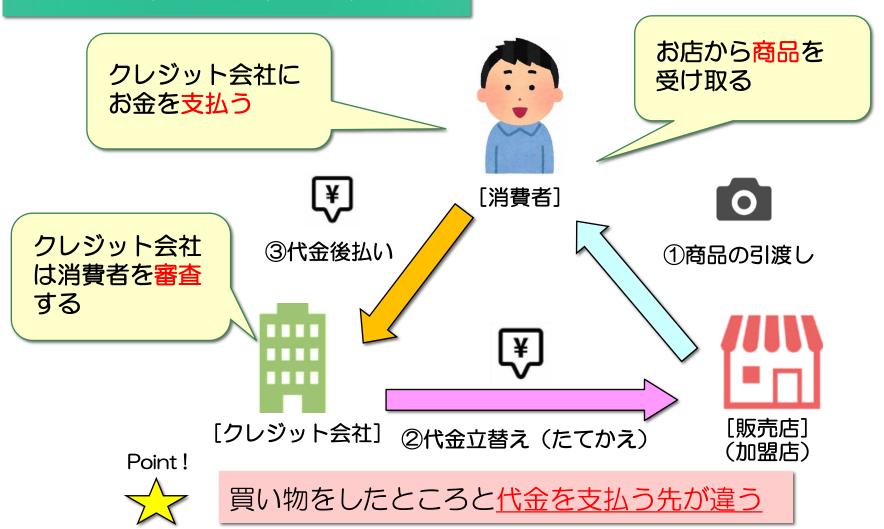
二者間(にしゃかん)契約

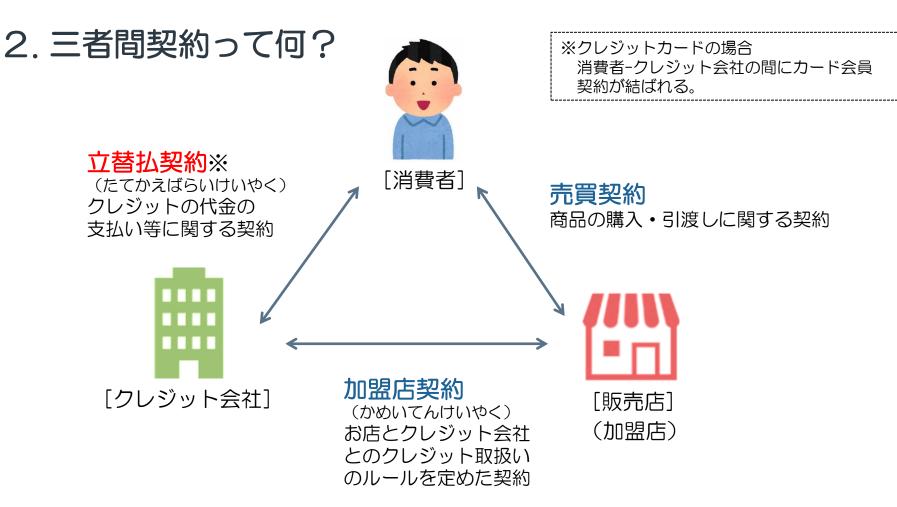


- ・ 販売店が消費者を審査して、商品を先に引き渡す
- 消費者は、販売店から商品を受け取り、後日代金を支払う

クレジット取引の場合②

三者間(さんしゃかん)契約





消費者から見ると契約先が二つあるので、何かあった時の相談先も二つになる(商品等については販売店、支払いについてはクレジット会社)。 消費者は、販売店から商品を受け取る権利があり、クレジット会社に対し 支払いをする義務がある。

3. どんなメリットがあるの?

消費者のメリット

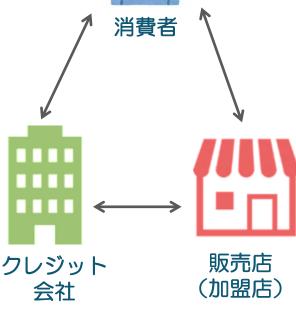
- 手元に現金がなくても買い物ができる(キャッシュレス)
- ② 一定期間、代金支払いの猶予 (ゆうよ)がある(期限の利益)



- ③ 代金を分けて払うことで、 月々の負担を減らせる (分割の利益、家計の平準化)
- ④ 付加サービス(ポイント、 割引、補償(ほしょう)など) がある

クレジット会社のメリット

- ① 消費者から年会費 (ねんかいひ) や分 割払いなどの手数料 が入る
- ② 販売店(加盟店)からクレジットを利用する手数料が入る(加盟店手数料)



販売店のメリット

- ① 消費者の手元にお金 がなくても購入を勧 められる (販売機会増加)
- ② 金額の高い商品でも 購入を勧められる (単価増額)
- ③ 代金回収・未収金のリスクがない (本業専念)

4. クレジットカードをつくるには?

(1) 申込みから発行までの流れを知ろう

支払方式、手数料、年会費など、カードの契約内容を確認し、他のカードと比べて検討して申し込む。ポイント特典(とくてん)、サービスはおまけ。

申込書に必要な事項を正確に記入しクレジット会社に提出(本人確認書類も用意)ネットから申込みもできる



クレジット会社による審査



審査が通ったら

クレジットカードの発行

記入(入力)項目は、

「氏名」「住所」「生年月日」などの個人を特定するための情報や、「勤務先」「勤続年数(きんぞくねんすう)」「年収」「借入状況(かりいれじょうきょう)」「家族構成」「居住年数(きょじゅうねんすう)」などの支払能力を調査するための情報、「銀行口座」(支払用)など。

また、「暗証番号」は申込時に自分で決める。他人に分かりにくい番号を設定する。

(生年月日や電話番号、並び数字(7777など) は使わないようにする)

(2) クレジット会社の審査ってどんなもの?

審査とは?

クレジットの過剰(かじょう)な利用を防ぎ、健全な取引が行われるようにするため のしくみ

《審査のチェックポイント》

- ① 申込内容の確認
- ② 自社における過去の取引の有無(うむ)や支払状況等の確認
- ③ 他社における取引状況等の確認
 - (【信用情報機関(しんようじょうほうきかん)】に登録されている情報で確認)

利用代金を後からきちんと支払ってくれる人か

= 信用に足る人かどうかを<u>判断する</u> (各カード会社の判断基準は異なる)

信用情報機関とは?

クレジット会社から登録される、個人のクレジットの利用や支払の状況などの情報を保有している機関。すべてのクレジット会社が加盟(かめい)し、登録されている情報は審査のために利用することができる。消費者は、登録されている自分の情報を確認【開示(かいじ)】することができる。



3章をふりかえろう

- 契約とは、お互いに、「相手に要求できること=権利」と、「しなければならないこと=義務」の約束ごとで、お互いの(①)(意思の合致)によって成立する。
- 2. クレジットの三者間契約では、消費者とお店の間で売買契約を結んでいて、消費者とクレジット会社との間で(②) 契約を結んでいる。
- 3. クレジット会社の審査は、(③) に足る人かどうかを判断している。
- 4. クレジットカードを申込むときに設定する(④)は、他 人に分かりにくい番号に設定する。
- 5. クレジットカードを申込むときは、(⑤)方式、手数料、 年会費などの基本となる契約内容をよく確認する。



3章をふりかえろう

- 1. 契約とは、お互いに、「相手に要求できること=権利」と、「しなければならないこと=義務」の約束ごとで、お互いの ①合意 (意思の合致)によって成立する。
- 2. クレジットの三者間契約では、消費者とお店の間で売買契約 を結んでいて、消費者とクレジット会社との間で ②立替払 契約を結んでいる。
- 3. クレジット会社の審査は、<a>③信用 に足る人かどうかを判断している。
- 4. クレジットカードを申込むときに設定する **④暗証番号** は、 他人に分かりにくい番号を設定する。
- 5. クレジットカードを申込むときは、 **⑤支払** 方式、手数料、 年会費などの基本となる契約内容をよく確認する。

4章 こんなときどうするの?

これまで学習したことから考えてみよう!

Q1. クレジットカードをなくしてしまった

Aさんは、買い物や食事にクレジットカードを利用した。帰宅して荷物の整理をしているときに、カードをなくしたことに気づいた。どうすればいいだろうか?

- ①すぐにクレジット会社と警察に届出る
- ②何もしない

Q2. 友達にカードを貸したら利用されてしまった

B君は、友達のC君に「今、現金がないからクレジットカードを貸してほしい、お金は後で必ず返す!」と言われて、クレジットカードを貸した。その後、C君はクレジットカードを返してくれた。後日、クレジット会社から届いた利用明細書には、C君が利用した分も含まれていた。まだC君からお金は返してもらっていないけど、B君はC君の利用分も支払うのか?

- ①支払わないといけない
- ②支払わなくてよい

Q3. クレジットカードで買った商品を返品したい

Dさんは、ショッピングモールで洋服をクレジットカードで購入した。 ところが、後日、別のお店で同じ商品が安く売っているのを見つけた。

ショッピングモールのお店の了解を得なくても、購入した洋服を返品(キャンセル)できるだろうか?

- 1できる
- ②できない



Q4. スマートフォン通信料の支払いが遅れてしまった

Eさんは、スマートフォンを新しい機種(きしゅ)に変えた。 端末代金(たんまつだいきん)は高額だったので、分割払いを利用し、月々の通 信料と一緒に支払うことにした。

たびたびお小遣いが足りない月があり、スマートフォンの通信料金を期日までに 支払うことができなかった。今後起こりえることは?

- ①クレジットの審査に影響する
- ②スマートフォンが使えなくなるだけで、特に影響はない



Q5. 未成年者契約に関すること

Fさんは、今年高校を卒業し大学に進学した。その年(18歳のとき)の夏休みに、友人達と海外旅行に行くことになったため、初めてクレジットカードを申し込むつもりだ。

Fさんは、親権者(親)の同意なく、自分の意思だけでクレジットカードを申し込んでよいか。

- ①申し込んでよい
- ②親権者(親)の同意が必要



A1. ①すぐにクレジット会社と警察に届出る

クレジットカードを失くしたり、盗まれたりしないようにしっかりと管理することが大切。 クレジット会社は届出を受けて利用状況を確認するので、Aさんは調査に協力する必要がある。

Aさんはカード会員規約(かいいんきやく)を守って利用していることが認められれば、 仮に不正に利用されたとしても、Aさんは不正利用された金額を支払わなくてもよい。 届出をしないで、他人に悪用された場合は、Aさんが支払うことになる場合もある。

もしもに備えて、クレジット会社の社名と連絡先を記録しておく。

⇒クレジット会社に連絡すると、クレジット会社はそのカードを使えないようにする。 したがって、気がついたらすぐに届出することが大事。

A2. ①支払わないといけない

クレジットカードは、B君がクレジット会社の審査を受けて、クレジット会社から貸与(たいよ) されたもの。

クレジットカードは、カード会員規約によって他人に貸してはいけないルールになっている。 このルールを守らないと、カードが使えなくなることがある。 家族でも、カードの貸し借りはルール違反(いはん)となる。

B君はこのルールを守らずにC君にカードを貸したのだから、C君が使った分を支払わなければいけない。

⇒C君が、B君のカードを勝手に持ち出して利用したときは、B君は支払わなくてもよいこともある(B君がカード・暗証番号の管理をしっかりしていたかどうかなどがポイント)

A3. ②<u>できない</u>

Dさんが望んでも、一方的にキャンセルすることはできない。 (売買契約と立替払契約の解除)

契約は、<mark>双方(そうほう)の合意(ごうい)</mark>で成立する。契約をキャンセルするときも、売買契約を結んだ「消費者」と「お店」の双方の合意が必要となる。

Dさんが、買ったお店と交渉し、そのお店と合意できればキャンセルが成立する。

A4. ① クレジットの審査に影響する

カードを利用しないクレジットがある(個別クレジットという)。スマートフォンの端末代金の分割払いもクレジット契約になる。

このため、端末代金の支払いが遅れると、<mark>支払いが遅れたという事実</mark>が信用情報機関(シー·アイ·シー)に登録される。

2~3ヶ月以上支払っていないという情報は、その後支払ったとしても5年間は信用情報機関に残る。 その期間にクレジット契約をしようとした場合、その支払っていないという情報は審査の参考にされる。

よって通信料金の支払いも、通常のクレジット払いのように支払いの管理に注意する。

A5. ①申し込んでよい

2022年4月1日から成年年齢が18歳になった。このため、Fさんは18歳で成人である。成人であれば、親権者(しんけんしゃ)の同意なくクレジットカードの申込みをすることができる。

なお、未成年者が親権者の「同意」がなく結んだ契約は、未成年者または親権者が取り消すことができる。

<未成年者契約の取消の例外> 以下のようなときは、未成年者契約でも取消ができない

- 親権者の同意がある契約
- 未成年者の小遣いの範囲での契約(参考書などの少額の買い物など)
- 結婚をしているときにした契約(未成年の間に離婚したとしても同じ扱いとされている)
- 未成年者が「自分は成年である」と言って相手を騙(だま)してした契約 など

2022年4月1日以降は、高校生であっても18歳になった誕生日からは、親権者の「同意なし」で契約ができるが、未成年者契約としてその契約を取り消すことはできない。

成人になったばかりの若者を狙う悪質(あくしつ)な業者がいるので注意が必要。

一度契約すると簡単にはキャンセルができなくなるので、親などに相談してから契約しよう。

5章 クレジット利用のまとめ

クレジットは、 支払方法の1つ。 契約するのは自分。 支払うのも自分。 契約するなら、契約者の 自覚・責任をもとう!



Point!



自分の収入・生活にあわせて、無理なく使うことが大切!

① 必要に応じて利用する

商品やサービスが本当に必要なものか、クレジットを利用する必要があるのか。

② しっかりとした支払計画を立てる

収入や、他の支出(ししゅつ)も考えた上で 無理のない支払計画を立てる。

③ 支払条件を比較・検討する

ポイントやおまけのサービスだけでなく、 手数料(年会費)なども、よく確認する。支払期 間、支払方式なども自分に合うものを選ぶ。

④ 契約内容を確認する

契約者は「自分」。契約者には「契約者責任」がある。申込書や規約、伝票などの内容を必ず確認し、受取った書類は、必ず保管する。

⑤ 支払期日は必ず守る

利用明細と利用内容を必ず確認し、支払期日までにお金を用意しておく(契約は守る)。

MEMO

協会ホームページでクレジットの情報を発信しています!!





■ QRコードから日本クレジット協会の ホームページにアクセスできます



2022年6月改訂